広島ミクシス・ビル貸付に係る
一般競争入札案内書

○入札参加資格審査申請期間

令和8年11月16日（月）から11月30日（月）まで

○入札日

令和8年12月18日（金）

※入札の前に入札参加資格審査申請を行う必要があります。

※この入札案内書のほか、入札参加資格審査申請の提出書類（別冊）があります。

広 島 市

目　次

◇ 入札のあらまし……Ｐ 2～3

◇ 入札説明書……Ｐ 4

第１ 貸付の概要……Ｐ 4

第２ 入札参加者の資格……Ｐ 5

第３ 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）に必要な書類……Ｐ 6

第４ 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）方法……Ｐ 6

第５ 入札参加資格の審査結果の通知……Ｐ 6

第６ 貸付契約上の条件……Ｐ 6

第７ 入札日時等……Ｐ 7

第８ 入札金額……Ｐ 8

第９ 入札書……Ｐ 8

第１０ 開札（落札者の決定）……Ｐ 8

第１１ 契約の締結……Ｐ 9

第１２ 契約保証金……Ｐ 9

第１３ 連帯保証人……Ｐ 10

第１４ 貸付料の納付……Ｐ 10

第１５ 先着順による貸付（随意契約への移行）……Ｐ 10

第１６ 仕様書等に関する質問……Ｐ 11

第１７ 入札関係資料の掲載場所……Ｐ 12

◇ 契約書……Ｐ 13～15

◇ 光熱水費の実費及び共益費の徴収について……Ｐ 16

◇ 入札書（記載例）……Ｐ 18

◇ 委任状（記載例）……Ｐ 19

◇ 入札会場案内図……Ｐ 20

入札のあらまし

広島ミクシス・ビルの貸付は、予定価格（最低貸付価格:月額）以上で、最高価格（月額）で入札された方に、市有財産の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、入札公告、入札説明書及び入札参加資格審査申請の提出書類（以下「入札公告等」という。）をよくお読みください。また、入札参加にあたっては、諸条件及び現地の状況を確認してください。「入札のあらまし」は以下の通りです。

▼

入札案内書の配布（この案内書）

令和８年１１月１３日(金)から令和８年１２月１８日(金)まで

広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和８年度案件（市長部局)」「【一般】広島ミクシス・ビルの貸付について」からダウンロードしてください。

▼

入札参加資格審査申請〔入札参加申込み〕

令和８年１１月１６日(月)から令和８年１１月３０日(月)まで【午後５時必着】

広島ミクシス・ビル貸付に係る一般競争入札に参加を希望される方は、あらかじめ資格審査を受けていただく必要があります。「入札参加資格審査申請書」等の必要書類を経済観光局産業振興部中小企業支援課に提出してください。期間内に必要書類が提出されないときは、入札に参加できません。

▼

審査結果の通知

令和８年１２月１１日(金)頃【予定】

申請受付後、入札参加資格について審査を行い「入札参加資格審査結果通知書」を送付します。なお、審査にあたって、本市から内容の確認を行う場合があります。

▼

入札の実施

令和８年１２月１８日(金)

（入札場所 広島市役所５階 会議室）

広島市のホームページ（前記のとおり。以下同じ。）より入札書等をダウンロードしてください。必要事項を記入・押印し、入札書（入札を委任する場合は委任状も）をご持参ください。なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます（印鑑が持参できない場合は必要に応じて２回分の入札書を準備してください。）。

▼（次ページへ）

落札者の決定（開札）

入札会場において、入札終了後、直ちに入札者の面前で開札します。開札の結果、入札者のうち予定価格（最低貸付価格：月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札者として発表します。

▼

契約の締結

契約締結期限は、落札者と決定した日から５日以内の日です。
貸付期間は令和９年１月１日から令和９年３月３１日までとします。

▼

契約保証金及び貸付料の納付

年間の貸付料が１００万円以上で、契約保証金免除申請がなかった（又は認められなかった）物件については、契約締結時に契約保証金を納付していただきます。また、貸付料は原則月額納付とし、所定の納付書により納付していただきます。

▼

貸付開始

貸付期間満了後は、広島市が特に認めた場合を除き、貸付物件を原状に回復して返還していただきます。

入 札 説 明 書

この入札は法令、広島市の条例、規則、規程の他、入札公告、入札説明書及び入札参加資格審査申請の提出書類（以下「入札公告等」という。）によります。

入札に参加を希望される方は、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第１　貸付の概要

１　貸付の内容

⑴　本件は、事務所（建築基準法施行規則別紙の用途区分）として広島市有財産の一部を一定期間貸し付けるものです。

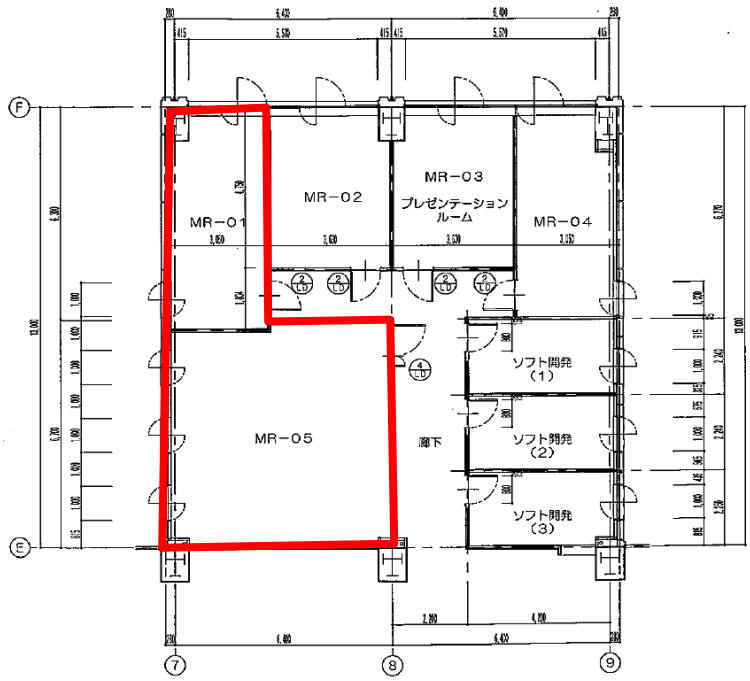
⑵　契約期間は契約締結の日から令和９年３月３１日まで、貸付期間は令和９年１月１日から令和９年３月３１日までの３か月間。

２　貸付物件等

⑴　　貸付物件は、以下のとおりです。

所在地	貸付面積	最低貸付価格（月額）
広島市西区草津新町一丁目２１番３５号 広島ミクシス・ビル３階	62.095㎡	97,989円

3F（貸付箇所を抜粋）



⑵　現地説明会は行いません。現地確認希望の方はＰ６の申請先に連絡してください。

３　入札区分

本件は紙入札です。所定の入札書を持参し、入札してください。詳細は、「第７　入札日時等」「第８　入札金額」「第９　入札書」などを参照してください。

なお、入札の前に入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格を審査する必要があります。詳細は、「第３　入札参加資格審査申請（入札参加申込み）に必要な書類」「第４　入札参加資格審査申請（入札参加申込み）方法」などを参照してください。

第２　入札参加者の資格

１　以下のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査申請（入札参加申込み）を行うことができません。

（１）契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び法定代理人から営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者

（２）広島市長との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後３年（広島市長が３年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（３）広島市税並びに消費税及び地方消費税のいずれかを滞納している者

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員

（５）広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者

（６）「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（市民局市民安全推進課策定。平成２４年４月１日施行）」に定める暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者

２　入札参加者は、以下の資格が必要です。

（１）入札公告の日から開札日までの間に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者

（２）あらかじめ、入札参加資格審査申請をして、審査の結果資格が有ると認められた者

第３　入札参加資格審査申請（入札参加申込み）に必要な書類

必要書類（「入札参加資格審査申請の提出書類」（別冊）をご確認ください。）

①入札参加資格審査申請書

②使用印鑑届（様式１）

③委任状（様式５）（契約権限等を代理人に委任する場合）

④履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人が申請する場合）

⑤役員名簿（様式２）（法人が申請する場合）

⑥身分証明書及び誓約書（様式３）（個人が申請する場合）

⑦印鑑証明書

⑧広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明）

第４　入札参加資格審査申請（入札参加申込み）方法

１　入札参加資格審査申請に当たっては、入札公告等を熟読し、契約の条件、現地の現況等をご自身で確認の上、申請してください。

申請期間	令和８年１１月１６日(月)から１１月３０日(月) 午前９時から午後５時まで（広島市の休日を定める条例に定められた休日を除く）
申請先	広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課（広島市役所本庁舎５階） 〒７３０－８５８６　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号 電話　０８２－５０４－２２３６
申請方法	上記申請先に直接、必要書類を持参してください。 【※　郵送による申請は受け付けておりません。】

第５　入札参加資格の審査結果の通知

１　入札参加資格審査申請の受付後、入札参加資格について審査を行い、令和８年１２月１１日(金)【予定】までに、「入札参加資格審査結果通知書」を送付します。

第６　貸付契約上の条件

１　施設の使用形態

⑴　使用用途は、建築基準法施行規則別紙にある事務所として使用すること。

⑵　貸付けであり、建物の一部を賃貸する場合であっても借地借家法（平成３年法律第９０号）の適用はありません。

２　貸付期間

⑴　貸付期間は令和９年１月１日から令和９年３月３１日までの３か月間とします。

⑵　貸付期間の更新を希望する場合は、市との協議により５年間を超えない範囲で更新できます。

3　貸付料等

⑴ 貸付料は、入札により決定した金額となります。

⑵ 貸付期間を更新した場合において、固定資産評価替えにより貸付料算定額が、入札により決定した貸付料を上回ることがあれば、固定資産税評価替えによる貸付料算定額を貸付料とします。

⑶ 電気、水道については、別紙「光熱水費の実費及び共益費の徴収について」をご参照ください。

4　貸付契約の内容

⑴ 貸付契約の内容は、**貸付契約書（案）**とおりです。

⑵ 必ず、**貸付契約書（案）**の内容をご確認の上、入札に参加してください。

5　その他

⑴ 施設は現在の状況で貸し付けを行いますので、落札者が必要な設備等を、本市が設置することはありません。

第７　入札日時等

入札会場	広島市役所５階 会議室
入札日時	令和８年１２月１８日（金）９：３０～１０：００
必要書類等	**⑴ 入札書** 物件ごとの入札書を、広島市ホームページからダウンロードして使用してください。記載方法は「第９ 入札書」及び入札書（記載例）をご参照ください。 **⑵ 委任状（代理人が入札する場合）** 代理人が入札する場合（入札参加資格の審査により入札参加資格を確認された方以外の氏名で入札する場合）、委任状が必要となります。 物件ごとの委任状を、広島市ホームページからダウンロードして使用してください。 代理人は、１物件につき複数の入札を代理することはできません。 **⑶ 使用印鑑届の印（代理人が入札する場合は代理人の印）** 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）で提出した使用印鑑届の印が必要です。使用印鑑届の印を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。
注意事項	⑴ 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札時限を過ぎると入札はできません。 ⑵ 入札者以外の方は、入札会場には入場できません。 ⑶ 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いします。
その他	⑴ 入札保証金は免除します。 ⑵ 入札回数は２回を限度とし、この結果、落札者がない場合は、入札を打ち切ります。

第８　入札金額

1　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（月額）を入札書に記載してください。

契約書に記載する貸付料

金○○○，○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

※○○○，○○○円は入札書に記載された金額

2　開札の結果、広島市契約規則第１５条の規定に基づいて作成された予定価格（最低貸付料：月額）以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とします。

第９　入札書

1　入札は所定の入札書を、広島市のホームページからダウンロードして使用してください。

2　入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印（押印は使用印鑑届の印を使用してください。使用印鑑届の印を押印できない場合、所定の委任状を広島市のホームページからダウンロードして記入した上で提出し、当該委任状に押印してある代理人使用印を押印すること。）してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

3　脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

4　入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。

5　入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6　代理人は、１物件につき複数の入札を代理することはできません。

7　前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

⑴　入札参加資格のない方のした入札

⑵　金額を改ざんし、又は訂正した入札

⑶　記入事項を判読できない入札

⑷　入札事項の一部又は全部が記入されていない入札

⑸　一定の金額をもって価格を表示しない入札

⑹　記名押印のない入札（使用印鑑届の印又は委任状を提出した場合の代理人使用印以外の押印は無効。）

⑺　同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものを含む。）

⑻　その他入札の条件に違反した入札

第１０　開札（落札者の決定）

1　開札は、入札会場において入札の終了後ただちに入札者の面前で行います。入札者は開札に立ち会ってください。

２　開札の結果、広島市契約規則第１５条の規定に基づいて作成された予定価格（最低貸付料：月額）以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とし、入札会場内で発表します。

３　最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。

　くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第１１　契約の締結

１　契約締結期限は、落札者と決定した日から５日以内の日です（５日には休日（土曜日・日曜日・祝日）を含みます。ただし最終日が広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日が契約締結期限となります。）。

例

・落札決定日が月曜日の場合：５日後は土曜日のため契約締結期限は翌週の月曜日

２　落札者が契約締結期限までに貸付契約を締結しないときは、広島市契約規則第２条の規定に基づき、広島市の一般競争入札に３年間参加することができなくなります。

３　落札者が契約を締結しない場合、契約しなかった落札者の落札金額であれば、次順位者と随意契約ができます。落札者の落札金額で契約する者がいない場合は、再度入札を行います。（入札の状況等から、再度入札を行わない場合もあります。）

　前記２により、契約を締結しなかった落札者は、当該物件の再度入札及び広島市の一般競争入札に３年間参加することはできません。

４　本契約書は、印紙税の課税対象外となるため、収入印紙は必要ありません。

５　貸付契約は、入札者（入札参加資格確認申請者）名義で行います。

第１２　契約保証金

１　貸付契約締結と同時に契約保証金を広島市発行の納付書により納付していただきます。ただし、広島市契約規則第３１条（契約保証金の免除）の規定により、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除します。

ア　貸付料の年額が１００万円未満である場合

イ　契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできます。）を提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している必要があります。

　なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合がありますので、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に申請してください。

２　契約保証金は、貸付料年額(落札金額)の１００分の１０以上とします。

３　契約保証金は、貸付物件の返還後に還付します。ただし、未納の貸付料等がある場合は広島市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。

４　契約保証金には、利息を付しません。

第１３　連帯保証人

１　次の資格を有する連帯保証人が必要です。

ア　市内又は安芸郡内の全町、江田島市、大竹市、呉市、東広島市、廿日市市（借受人及び連帯保証人が貸付けに係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書が作成される場合にあっては、日本国内）に住所（法人の場合は事務所）を有すること

イ　年額200万円以上の所得を有し、又は公簿価格100万円以上の固定資産を有すること

２　ただし、次のいずれかに該当する場合、連帯保証人を省略することができます。

ア　貸付期間に係る貸付料の全額を前納するとき

イ　借地借家法附則第６条の適用を受ける長期継続貸付契約の期間満了に伴い、当該期間を更新する場合において、過去の貸付期間中当該契約事項を誠実に履行しているとき

ウ　本市、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が工事を発注した場合において、これらの団体の申し出により当該工事の施工のために請負人に貸し付けるとき

第１４　貸付料の納付

貸付期間に係る貸付料は、原則月額納付とし、当月分を当月末日までに広島市発行の納入通知書により納付してください。ただし、当月末日（３月３１日を除く。）が土曜日又は日曜日に該当するときは、同条同項ただし書き及び民法第１４２条により、休み明けの最初の日（通常であれば月曜日。月曜日が祝日の場合は火曜日。）が納期限となります。

第１５　先着順による貸付（随意契約への移行）

１　今回の入札で応札又は落札者のなかった物件については、随意契約に移行し、先着者に見積書を提出していただき、予定価格（最低貸付価格：月額）以上で見積もられた方を貸付の相手方として決定し貸し付けます。

※先着順とは

・受付開始日の受付開始時間（午前９時）以降で、最初に予定価格（最低貸付価格：月額）以上の見積書を提出された方と随意契約を行います。

・受付開始日の午前９時に見積書を提出された方がいた場合、その物件の先着順による貸付の受付は終了します。他の方が例えば９時１０分に見積書を提出されても受け付けできません。

・受付開始日の午前９時までに、複数の方が見積書を持参された場合は、見積合わせを行い、予定価格（最低貸付価格：月額）以上で最も高い見積書を提出された方と随意契約を行います。

２　入札終了後、令和８年１２月２１日（月）頃【予定】までに、随意契約に移行する場合は、広島市のホームページに公表します。（随意契約に移行しない場合は公表しません）

３　貸付期間の開始日は、令和９年１月１日以降となります。

受付期間	入札終了後、令和８年１２月２５日（金）頃【予定】までに、広島市のホームページに公表します（随意契約に移行しない場合は公表しません。）。
見積書及び必要書類の提出先	広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課（広島市役所本庁舎５階） 〒７３０－８５８６　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号 電話　０８２－５０４－２２３６

	※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。
予定価格	今回の予定価格（最低貸付価格：月額）と同額
見積資格	今回の入札参加資格と同じ資格が必要となります。 今回の入札において、落札者となったにもかかわらず契約を締結しなかった者は、広島市の一般競争入札に３年間参加することができないため、当該物件への見積りはできません。
必要書類等	⑴ 見積書 ⑵ 「入札参加資格審査申請の提出書類」（別冊）に記載の提出書類
注意事項	⑴ 受付開始時間の午前９時に、又はそれ以降、受付場所に、同時に、同一物件に複数の方の申込みがあったときは、見積合わせを行います。 ⑵ 先着順のため、すでに貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。

第１６　仕様書等に関する質問

入札公告 入札説明書 資格審査関係 入札・開札	〒７３０－８５８６　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号 広島市経済観光局産業振興部中小企業支援課　TEL０８２－５０４－２２３６
受付期間	令和８年１１月１３日(金)～令和８年１２月１１日(金) 午前９時から午後５時まで（広島市の休日を定める条例に定められた休日を除く）

※　入札参加資格審査申請の事業者数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

第１７　入札関係資料の掲載場所

この入札に関係する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、広島市のホームページに掲載しています。

入札関係資料等	掲載場所
入札公告関係資料 ○入札公告（写し） ○入札案内書 ・入札のあらまし ・入札説明書 ・契約書（案） ○入札参加資格審査申請の提出書類 **入札関係資料** ○入札書様式 ○委任状様式	広島市のホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和８年度案件（市長部局）」「【一般】広島ミクシス・ビルの貸付について」からダウンロードしてください。

契　約　書（案）

貸付人　広島市（以下「甲」という。）と借受人　〇〇〇〇（以下「乙」という。）と連帯保証人　〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、次の条項により貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第２条　貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	種　類	構　造	数　量	摘　要
広島市西区草津新町一丁目２１番３５号	建　物	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺八階建	62.095㎡	3階MR－０１・０５

（指定目的）

第３条　乙は、貸付物件を事務所として利用しなければならない。

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和９年１月１日から令和９年３月３１日までとする。

（貸付料）

第５条　貸付料は次のとおりとする。

月額〇〇〇〇円（貸付期間に係る貸付料総額：〇〇円）

（貸付料の納付）

第６条　乙は、前条第１項に規定する貸付料を、別表貸付料納付区分表に従い、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

２　貸付物件を使用しない場合においても、既納の貸付料は返還しない。

（共益費）

第７条　乙は、貸付物件に付帯する電気、水道等の諸設備を使用する場合には、市の算定する額の使用料金を負担しなければならない。なお、具体的な算定方法については別紙のとおりとする。

（遅延利息）

第８条　乙は、第６条の規定に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日からこれを納付した日までの期間について年１４．６パーセントの割合により算定した額の遅延利息（１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年３６５日の日割計算とする。

（充当の順序）

第９条　乙が、貸付料及び遅延利息を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たないときは、まず、遅延利息から充当する。

（物件の保全義務等）

第１０条　乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第１１条　乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（使用上の制限）

第１２条　乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ文書により甲の承認を得なければならない。

（実地調査等）

第１３条　甲は、貸付物件について随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求め、維持・使用に関し指示することができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

（損害賠償等）

第１４条　乙は、甲が不可抗力と認める場合のほか、貸付物件を滅失し又はき損したときは、すみやかに同物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除等）

第１５条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

⑵　乙がこの契約に違反したとき。

２　乙が前項第２号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（乙の原状回復義務）

第１６条　乙は、貸付期間が満了したとき及び第１５条第１項の規定により契約を解除されたときは、ただちに貸付物件を契約時の状態に復して返還しなければならない。ただし、第１２条の規定により同物件の現状を変更した場合にあっては、返還する状態について甲と協議し決定しなければならない。

（有益等の放棄）

第１７条　乙は、貸付期間が終了し、この契約が更新されない場合又はこの契約が解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等を請求することができない。

（契約の費用）

第１８条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（連帯保証人）

第１９条　丙は、貸付料の支払い等本契約に基づく一切の債務について保証し、乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

２　前項の丙の負担は、第５条及び第６条の貸付料を極度額とする範囲内で保証するものとする。

３　丙が死亡したとき、破産の宣告を受ける等によって著しく財産状況が悪化したとき又は法令の規定に違反して禁固以上の刑に処せられたとき（刑の執行猶予は除く。）は、乙は直ちに甲に通知するとともに、甲の承認する連帯保証人に変更しなければならない。

４　丙は、甲の承認がなければ、この保証契約を解約することはできない。

５　乙は、甲から連帯保証人の変更又は追加の要求を受けたときは、速やかに必要な手続をとらなければならない。

（疑義の決定）

第２０条　この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）
第２１条　この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　〇年　〇月　〇日

貸付人（甲）　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市
代表者　広　島　市　長　松　井　一　實

借受人（乙）　住　所
氏　名　（名　称）

連帯保証人（丙）　住　所
氏　名　（名　称）

別　表

貸付料納付区分表

区分	貸付料納付額	納付期限
令和９年１月１日～令和９年１月31日	○○○○円	令和９年２月１日
令和９年２月１日～令和９年２月28日	○○○○円	令和９年３月１日
令和９年３月１日～令和９年３月31日	○○○○円	令和９年３月31日

別　紙

光熱水費の実費及び共益費の徴収について

１　３階MR－０１・０５の電気料金については、事務室の電気メーター使用量に基づく金額を実費徴収する。

２　共益費の計算方法

$$\text{共用部の電気料金（月額）} = \text{市占有部の空調にかかる月額使用料} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}}$$

$$\text{水道料金（２か月分）} = \text{本メーターによる２か月分使用料} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}}$$

$$\text{人的警備費（月額）} = \text{年間契約額} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}} \div 12$$

$$\text{固形状一般廃棄物搬出処理費（月額）} = \text{年間契約額} \times \frac{\text{貸付面積}}{\text{全体市占有面積}} \div 12$$

２　納付方法

乙は、電気料金の実費及び共益費を、甲が発行する納入通知書により、納入通知書に記載する金融機関で納付すること。

３　納付期限

甲が発行する納入通知書において指定する納付期限までに納付すること。

４　遅延利息

乙は、甲の請求する上記電気料金の実費及び共益費を納付期限までに納付しないときは、当該納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、当該遅延した電気料金の実費及び共益費の金額につき、年３パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

入　札　書

記載例

令和８年１２月１８日

入札日を記入

広　島　市　長

入札者住所氏名

住所・名称・氏名等を記入

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
株式会社　中小
代表取締役　広島　太朗

使用印鑑届の印を押印

広島
太朗

委任状を提出された場合は、代理人名での入札を（印鑑は代理人使用印を押印）してください。

広島ミクシス・ビル貸付一般競争[illegible]入札説明書、物件別仕様書、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及びその他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

施設名称　　広島ミクシス・ビル３階　ＭＲ－０１・０５

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額（月額を記載）			￥	1	9	9	9	5	0	0

契約希望金額の月額を記入し、頭に￥マークを記入

(注)
1　使用印鑑届の印を押印してください。
2　委任状を提出される場合は、代理人使用印を押印してください。
3　入札金額の頭に￥マークを付けて記入してください。
4　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（月額）を記載してください。

課長

記載例

委　任　状

委任日を記入

令和８年１２月１８日

（あて先）広島市長

委任者（委任した人）　住所・名称・氏名等を記入

使用印鑑届の印を押印

住所（所在地）　**広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号**

商号又は名称　**株式会社　中小**

代表者職氏名　**代表取締役　広島　太朗**

（個人の場合は、住所・氏名）

広島
太朗

私は、次の者を代理人と定め、下記の物件に係る市有財産貸付一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

委任状は広島市ホームページからダウンロードして使用してください。

委任する物件	施設名称　　広島ミクシス・ビル３階　ＭＲ－０１・０５

代理人（委任された人）　住所・氏名を記入

代理人使用印

（住　　所）　**広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号**

（氏　　名）　**中小　次朗**

中小
次朗

代理人使用印を押印

（注）

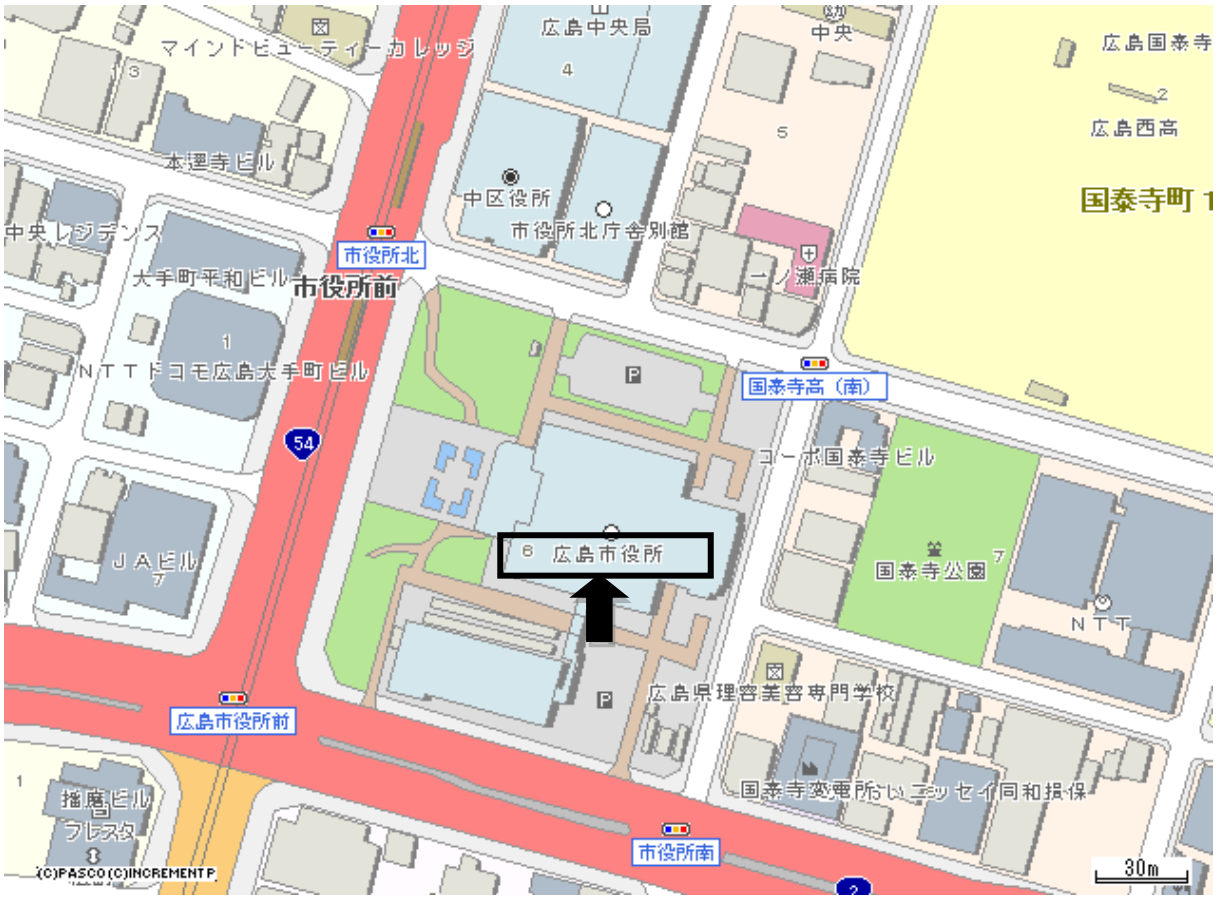
１　委任者の印は、使用印鑑届の印を押印してください。

２　代理人の印は、入札時に使用する印を押印してください。

３　委任状は、物件ごとに提出してください。

入札会場案内図

市役所位置図



交通機関のご案内

広島市役所　　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

５階会議室

連絡先：経済観光局産業振興部中小企業支援課　０８２－５０４－２２３６

○市内電車

市役所前下車

○市内バス

（広電バス・広島バス・芸陽バス）

市役所前下車